

森林整備加速化・林業再生交付金事業の事業費の精算が過大

1 件 不当金額(支出) 153万円

1 交付金事業の概要

有限会社たくみまさは、平成27年度に、木材需要の拡大等のために太陽光発電パネルの木製架台の開発等に係る事業を実施した。林野庁の森林整備加速化・林業再生交付金実施要領によれば、交付の対象となる経費は、事業の実施に要した技術者給、需用費等とされており、このうち技術者給については、原則として、事業従事者ごとに、給与等の前年支給実績等に基づき算定した時間単価に交付金事業に従事した実績時間を乗じて算定することとされている。また、事業主体は、実際に交付金事業に従事したことを確認できる業務日誌を整備することとされている。同会社は、本件事業を事業費506万円(交付対象事業費同額)で実施したとして、山形県に実績報告書を提出して、交付金480万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

同会社は、技術者給の算定に当たり、事業従事者ごとの給与等の前年支給実績等に基づく単価ではない単価を用いたり、本件事業に従事したことが業務日誌等で確認できない時間を実績時間に含めたりするなどしていた。

したがって、技術者給を給与等の前年支給実績等に基づく単価に実績時間を乗じて算定するなどして適正な交付対象事業費を算定すると326万円となり、前記の交付対象事業費506万円との差額179万円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額153万円が不当と認められる。